

令和2年度共同利用・共同研究の募集について

霊長類研究所では、霊長類に関する共同利用・共同研究を下記のとおり募集します。

1 申請資格

令和2年4月1日時点で、大学や研究機関の研究者、大学院生、またはこれらに相当する方(大学や研究機関は、国内・国外を問いません。また、大学院生は進学予定の学部4年次学生を含みません)。大学院生等、若手研究者の積極的な応募を望みます。

2 研究期間

令和2年4月1日より令和3年3月31日までの希望する期間

3 研究区分

つぎの3つの研究区分を設けています。詳しいことは4ページ以降をご覧ください。

計画研究 (審査で認定する額の研究費を支給する)

一般研究 (審査で認定する額の研究費を支給する)

随時募集研究 (研究費の支給はない)

4 申請方法

ウェブページからの電子申請となります。所定の申請書ファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。ダウンロードおよび提出のための画面は、つぎの順序でたどると現れます。

霊長類研究所ホームページ

> 共同利用・共同研究

> 令和2年度共同利用・共同研究の募集

5 申請締切

計画研究と一般研究については、令和2年1月15日(水)。随時募集研究は年間を通して募集しますが、令和2年4月の研究開始を希望する場合は、1月15日(水)までに申請してください。

6 研究組織

代表者1名のみ、または、代表者1名に加え協力者1～数名。

7 申請数

申請は、1人1研究課題とします。

8 所内対応者

共同利用・共同研究事業の趣旨に鑑み、霊長類研究所の教員（特定教員を含む）と共同で研究をすすめていただきます。対応する教員を「所内対応者」とよびます。申請に先立ち、所内対応者と綿密な打合せを行ってください。申請者が、研究分野の近い教員に直接連絡をとって協議をしたうえで、所内対応者を選定してください。教員の研究分野および連絡先は、霊長類研究所ウェブサイトをご覧ください。研究分野等の関連が不明の場合は、次ページに記す問合せ先（研究助成掛）に、その旨お知らせください。所内対応者の選定のための仲介をします。

9 採否

共同利用・共同研究拠点専門委員会において申請書の内容を審査し、拠点運営協議会にて採否を決定します。採否の連絡は令和2年3月下旬となる見込みです。

10 大学院生等

大学院生、科学研究費補助金等のプロジェクト経費で雇用されている研究員、またはそれに相当する方が代表者として申請する場合は、エフォートに注意して、申請前に指導教員等の同意を得てください。

指導教員、所内対応者、またはそれに準ずる教職員による十分な監督体制のもとに研究を実施してください。事故等の不測の事態の責任は代表者および所属先の指導教員にあります。指導教員は研究遂行に際し、十分な安全対策を講じ、事故防止に努めてください。

11 採択の条件：研究計画の実施可能性に関する審査事項

研究内容によっては、所内対応者を通じて霊長類研究所での各種申請（動物実験申請、遺伝子組み換え実験申請等）、ライセンス取得、また申請者の所属機関での各種申請が合わせて必要となります。必要な申請がすべて承認された後に、本共同利用・共同研究は実施可能となります（申請中の段階では実施不可）。また、採択には借用書・試料移転契約書・健康診断書等の提出が条件となる場合があります。採択決定後にこれらの手続きを行っていただきます。詳しいことは、採択時に連絡をします。

12 申請者の所属機関への連絡

所属機関の長への共同利用・共同研究の採択の連絡、またその開始の連絡を、代表者の責任で行っていただきます。

13 成果報告

研究終了後に、成果報告書を代表者より提出していただきます。また、論文掲載や学会発表時には、共同利用・共同研究で行った成果である旨、記載していただきます。記載のない論文等は共同利用・共同研究の成果と認められませんので注意してください。詳しいことは、採択時に連絡をします。昨年度までの共同利用研究をもとにして出版された論文・学会発表について、霊長類

研究所のサーバにオンラインで登録していただきます。過去の採択歴と、令和2年1月15日までに報告された研究成果は、採否や研究費の配分の判断材料のひとつとなります。報告方法について、詳しくはEメールで個別にご連絡します。所属やEメールアドレス等を変更された方は、18 の問合せ先にお知らせください。

14 情報開示

受理した研究計画書は、霊長類研究所へ所外から情報開示が求められた場合、個人の特定が可能な情報を除き、公開することがあります。研究遂行上公開されたくない箇所（独創性を含む記載等）は、アンダーライン等でマークして、申請書の余白にその旨記してください。公開時に考慮します。

15 個人情報等

本募集に関して取得した個人情報等については、京都大学のプライバシーポリシーに準拠してその保護に努めます。プライバシーポリシーの内容は、つぎのウェブページに記載があります。

京都大学ホームページ > プライバシーポリシー

16 宿泊施設

霊長類研究所構内にある宿泊施設を利用できます。宿泊施設を利用する際は所内対応者を通じて予約してください。

17 保険

申請者自身で、研究実施に伴う事故に備え、傷害保険等に参加してください。京都大学は国立大学法人総合損害保険に参加してはいます。しかしこれは、京都大学が第三者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が京都大学に生じる損害に対して保険金が支払われるものです。共同利用・共同研究実施中に損害や事故が発生しても、法律上の賠償責任が京都大学に及ばない場合は、この保険の対象外です。

18 問合せ先

不明な点は下記窓口にお問合せください。

京都大学霊長類研究所 研究助成掛

電話 0568-63-0232（直通）

Eメール pri-kyodo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

共同利用・共同研究の説明

1 研究区分および審査

共同利用・共同研究は、「計画研究」、「一般研究」、「随時募集研究」の3つの研究区分により実施しています。これらは、文部科学省の制度である「共同利用・共同研究拠点」事業として進められていますので、申請の採択は、所内外の研究者により構成される共同利用・共同研究拠点専門委員会が審査を行った後、拠点運営協議会により最終決定されます。それぞれ、前年度の研究課題の継続申請が認められます。継続課題の場合、継続して研究を行うことの必要性と、これまでの研究の進捗状況が、採否と予算配分の判断材料のひとつとなります。その他の点については、新規・継続申請は、同一の基準で審査されます。

2 霊長類研究所が制定するガイドライン

当研究所では、動物福祉及び自然保護の観点からサル使用に関して『サル類の飼育管理および使用に関する指針』および『野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン』を制定しており、これらに準拠しない研究は採択しません。

3 動物実験

動物個体を用いる研究の場合は、事前に所内と充分相談のうえ、あらかじめ所内対応者から「京都大学動物実験計画書」を提出していることを確認の上、応募してください。動物個体を用いる研究には、原則として申請者の所属機関における承認も必要となります。

4 サル所外実験

特殊な実験設備が必要などの止むを得ない理由がある場合に限り、サルの個体を霊長類研究所から所外に移動して実験を行うことができます。その場合、「京都大学動物実験計画書」に加えて所内対応者を通じて「サル所外実験申請書」を提出して承認を得る必要があります。

5 ライセンス

霊長類研究所において動物個体を対象として実験・観察する場合には、その接触・侵襲の程度に応じて事前に動物取扱に関するライセンスの取得が必要です。ライセンスは霊長類研究所での講習・実習によって取得できます（3年間有効）。所属機関で教育訓練を受けていない場合は、来所時に京都大学の教育訓練を受講することが必要です。また、なお、動物個体を直接扱う研究については、採択後健康診断書の写し（主として結核）の提出を必要とします。

6 野生動物の調査

野生霊長類を対象として行う研究の場合は、事前に所内対応者と充分相談のうえ、あらかじめ所内対応者から「京都大学野外研究承認申請」を行って、許可を受けていることを確認のうえ、応募してください。

7 違反行為

採択後、当研究所および本学が定める各種ガイドライン等の法規に明らかに違反する行動をとられた場合、あるいは共同利用・共同研究運営に関する取り決めに遵守されなかった場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。

8 研究費の使用

研究費の支給を受ける場合は、使用方法に関して厳格な規定があります。規定に違反した場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがあります。詳しいことは、採択時に連絡をします。

9 研究費での購入が不可の物品

換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等）は、固定資産と同等の管理が必要となりました（平成28年3月2日付け施布資第26号）。このため、共同利用・共同研究で支出する研究費での購入はできません。

10 代表者の変更

採択後、やむを得ない事情で、代表者を変更しなければならない場合は、代表者変更申請書を提出してください。代表者の変更は、共同利用研究に応募資格を有する当該研究計画の協力者に限り認められます。研究内容の変更は認められません。所内共同利用実行委員会が審査し、拠点運営協議会が可否を決定します。代表者変更が承認されなかった場合は、代表者は、研究計画を途中終了し、終了時まで得られた研究成果について通例の報告書を提出してください。

11 知的財産の取扱い

本共同利用・共同研究の成果は、『京都大学知的財産ポリシー』の対象となります。研究の成果として得られた発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取り扱いについては、京都大学と契約を交わす必要があります。

研究区分ごとの補足説明

計画研究

霊長類学の先端的研究を推進するために所内外の専門家がテーマを設けて募集する共同研究です。各課題は原則として2～3年継続され、終了時点で成果のとりまとめを行うことになっています。なお、「計画研究」として応募されても、審査のうえ「一般研究」または「随時募集研究」として採択することがあります。

研究費の申請額の上限は20万円で、支給額は各課題の間で調整されます。詳しくは所内対応者にお尋ねください。

テーマとその概要(カッコ内は所内推進者、下線は代表者)

○各種霊長類の発達と加齢に関する総合的研究：特に、こころ・からだ・くらしの観点から
[実施予定期間 平成30～令和2年度] (足立幾麿、友永雅己、宮部貴子、林美里、服部裕子)
チンパンジー、テナガザルなどの類人猿から、旧世界ザル、新世界ザル、曲鼻猿類までの幅広い霊長類種を対象に、胎生期から老年期までの各年齢段階におけるこころ・からだ・くらしの変化とその相互作用について総合的に研究を進める。比較認知科学、行動学、形態学、生理学・獣医学、動物福祉学など多様な研究手法のもと、実験室や放飼場などでの認知実験や社会行動の観察、身体機能の発達の变化、加齢にともなう健康管理など、多様なトピックを統合的に推進する。

問合せ先: adachi. ikuma. 2c@kyoto-u. ac. jp

○霊長類の先進的遺伝子改変モデルを用いた神経ネットワークの構造と機能の解明
[実施予定期間 令和2～3年度] (高田昌彦、中村克樹、大石高生、宮地重弘、井上謙一)
多様なウイルスベクターシステムや光遺伝学・化学遺伝学的技術により作出した先進的遺伝子改変モデルを用いて、マカクザルやマーモセットなどの霊長類動物における神経ネットワークの構造と機能の解明に迫る。

問合せ先: takada. masahiko. 7x@kyoto-u. ac. jp

○霊長類資・試料を用いた分子細胞研究
[実施予定期間 令和2～4年度] (今井啓雄、古賀章彦、岡本宗裕、今村公紀、明里宏文)
霊長類研究所には研究所内外から集められた様々な資・試料が保存されている。中でも分子生物学的試料の利用は年々増え、DNAやRNA、細胞や臓器類を用いた先進的な研究が行われている。これらを集約してお互いの情報交換と試料の有効活用を図る。

問合せ先: imai. hiroo. 5m@kyoto-u. ac. jp

一般研究

霊長類研究の総合的発展をめざして、「計画研究」課題の枠にとらわれず、応募者の自由な発意に基づく「一般研究」を求めています。なお「一般研究」として応募されても、審査のうえ、「随時募集研究」として採択することがあります。

調査・観察・実験等を長期的に行う必要のある研究も、一般研究の対象とします。この場合は、直近の業績は重視しない代わりに、研究の必要性および計画の堅実さに審査の重きを置きます。この視点での審査を希望する場合は、申請書の「研究目的」の欄の冒頭に、長期的な計画で行う研究であることを記し、以降をそれに合った記述としてください。また、申請は年度ごとにいただき、その都度審査に付します。前年度からの継続の場合は、進行状況の説明も、適所に加えてください。

研究費の申請額の上限は 20 万円で、審査で認定した額の研究費を支給します。

随時募集研究

霊長類研究所の研究設備および資・試料を利用できます（生理実験・行動実験・行動観察も含む）。施設および資・試料の有効適切な利用を行う共同研究のみを受け付けます。その他図書などの参照も可能です。

年度途中で採択された研究に対しては、サルの新規配分は行いません。動物個体を使用する場合は、原則的に所内対応者に配分されたサルを多重利用できる場合にのみ申請が可能です。事前に所内対応者にご相談ください。

随時募集研究では、研究費の支給はありません。

研究計画の実施可能性に関する審査の説明

1 審査

- ・申請のあった研究計画について、所内各種委員会が、本研究所等の施設や設備、資・試料の状況や各種許可などの観点から、実施できるか否かを審査します。その審査のために必要な確認事項や各種申請書の申請状況等を記載する欄があります。記入漏れがあると、審査が遅れたり、不採択になったりする場合があります。
- ・共同利用・共同研究拠点専門委員会は、所内各種委員会からの修正意見や審査結果を受けて、申請された研究計画の必要性や妥当性を審査します。
- ・本申請書、また付随する各種申請書の審査の途中で、修正を求められることがあります。その場合は、所内対応者と連絡をとってすみやかに対応してください。

2 資・試料の提供

- ・本研究所所蔵または本研究所飼育個体由来の資・試料を利用する研究の場合は、本申請書の後半部で対象や計画を具体的に記入する必要があります。
- ・ここでいう「資・試料」は、1) 血液、唾液、精液などの体液、2) 臓器、3) 筋肉、4) 毛皮、5) 歯牙、骨格、6) 排泄物、7) DNA、RNA など、8) その他本研究所が認定したもの、を指します。
- ・資料委員会は、研究計画で必要とされる資・試料の提供、譲渡の可否や必要な手続きについて、審査を行います。
- ・利用にあたっては、下記の条件がありますので、確認の上、遵守してください。利用に先立って、機関間での試料移転契約書（MTA）の締結、または資・試料の借用書の提出が必要な場合があります。詳しくは、所内対応者に確認し、必要な手続きを進めてください。
- ・利用の条件

京都大学霊長類研究所共同利用・共同研究において提供を受けた本研究所所蔵または本研究所飼育個体由来の資・試料については、

1. 当該の共同利用・共同研究の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
2. 商業的利用に供さない。
3. 第三者に譲渡、貸与、再利用許諾を行わない。
4. 当該の共同利用・共同研究が終了した時点で研究所に返却するか、責任をもって廃棄処分する。年度を越えた利用を希望する場合は改めて共同利用・共同研究の申請を行う。
5. 利用の結果生じる、いかなる事象に関しても、本研究所の責任を一切問わない。

3 動物実験計画書

- ・動物実験を伴う計画（新規採血等も含む）を行う場合は、「京都大学動物実験計画書」（以下、計画書）を提出し、『サル類の飼育管理および使用に関する指針』に準拠した研究であることを認められ、許可される必要があります。
- ・実験責任者は霊長類研究所教員であることが求められるため、所内対応者と相談の上、原則として

所内対応者を責任者として、本申請のより具体的な内容が所内対応者から申請されていることを確認してください。

- ・所内動物実験委員会は、研究目的を達成するための動物実験の方法・手技や、日常及び実験操作・処置後の管理や取り扱いの妥当性について、審査を行います。ここでは、「反証されない限り、人間にとって苦痛をもたらすような扱いは動物にとっても苦痛であるとみなす」という基本原則に立って、苦痛の軽減等についてできる限り配慮された方法が適切に選択されているかどうかについても審査されます。

4 サル所外実験

- ・本研究所動物実験委員会に「サル所外実験計画書」を提出し、許可を受ける必要があります。

5 遺伝子組み換え実験・病原体取扱

- ・研究計画の中で遺伝子組換え実験を行う場合は、京都大学の「組換え DNA 実験申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。
- ・病原体取り扱い実験（ウィルスベクターを含む）が研究計画に含まれる場合は、バイオセーフティ委員会に「BSL2 病原体取扱申請書」を提出し、許可を受ける必要がある場合があります。
- ・事前に所内対応者と十分相談の上、ご応募ください。

6 野外調査

- ・野外調査を伴う計画を行う場合は、原則として、『野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン』に準拠した研究であることが求められます。試料収集や捕獲、侵襲的実験を行う場合も、同ガイドラインに準拠していることが必要です。
- ・野外研究委員会は、研究目的を達成するための野外調査の方法や計画の妥当性について、審査を行います。

7 ヒトを対象とした実験

- ・ヒトを対象とした実験を伴う計画を行う場合は、「ヒトを対象とした研究計画申請書」を提出し、ヘルシンキ宣言等の人権擁護の趣旨に則り、また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第五十九号）に基づき、安全かつ倫理的配慮が十分なされている研究であることを認められ、許可される必要があります。
- ・研究責任者は霊長類研究所教員であることが求められるため、所内対応者と相談の上、原則として所内対応者を責任者として、本申請のより具体的な内容が所内対応者から申請されていることを確認してください。
- ・ヒト倫理委員会は、研究目的を達成するための実験の方法やデータ管理や取り扱いの妥当性について、審査を行います。

8 参考：各種ガイドライン(一部)

- ・サル類の飼育管理および使用に関する指針(第3版)
http://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/sisin2010/guideline_ver3_20100615.pdf
- ・野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン
<http://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/guide-j2016.html>
- ・ヘルシンキ宣言
<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html> 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省) http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf
- ・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス(文部科学省)
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1500_02.pdf

提供可能なサルの種類と頭数

令和2年度に霊長類研究所が提供できるサルの種類と頭数は、研究所ウェブサイトの共同利用・共同研究募集のページに掲載しています。使用状況に応じて変化することもありますので、最新の状況を把握したうえで計画を立ててください。

<https://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/kyodo2020/teikyo-j.html>